

# 令和7年度における見直し対象品目 に係る検討方針等（案）

1. 令和7年度における見直し対象品目等
2. 見直し品目等に係る検討方針等（案）
3. その他の重点事項・事前調査等（案）

令和7年7月23日

- 1. 令和7年度における見直し対象品目等**
2. 見直し品目等に係る検討方針等（案）
3. その他の重点事項・事前検討等（案）

# 1. 令和7年度における見直し対象品目等

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し等に関する方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和7年度の見直し対象品目（定期見直し品目）は下表の**10分野31品目**

|      | 分 野        | 品 目                                                               |
|------|------------|-------------------------------------------------------------------|
| (1)  | 紙類         | トイレットペーパー、ティッシュペーパー                                               |
| (2)  | 画像機器等      | トナーカートリッジ、インクカートリッジ                                               |
| (3)  | 家電製品       | テレビジョン受信機                                                         |
| (4)  | 自動車等       | 乗用車用タイヤ                                                           |
| (5)① | 制服・作業服等    | 制服、作業服、帽子、靴                                                       |
| (5)② | インテリア・寝装寝具 | カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、マットレス |
| (5)③ | 作業手袋       | 作業手袋                                                              |
| (5)④ | その他繊維製品    | 集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ                                   |
| (6)  | 設備         | 太陽熱利用システム（公共・産業用）、テレワーク用ライセンス、Web会議システム                           |
| (7)  | 役務         | 飲料自動販売機設置                                                         |

注1：認定プラスチック使用製品（文具、清涼飲料用ペットボトル容器、家庭用化粧品容器、家庭用洗剤容器）については、認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会における議論を踏まえ適切に対応

注2：自動車については、燃費基準値の強化の方向性（エコカー減税との整合等）を踏まえ適切に対応

# 1. 令和7年度における見直し対象品目等

## ○ 横断的検討事項

- ◆ 令和6年度の2段階基準活用懇談会※における検討結果を踏まえ、2段階の判断の基準（基準値1、基準値2）が未設定の品目への導入、また、設定済の品目における基準の強化等について検討。併せて各機関において基準値1による調達の促進を図るための対応等について検討
  - ※ 2段階の判断の基準の活用方策等について検討の上、基本方針等の改定に反映。本年度も引き続き2段階の判断の基準による調達状況のフォローアップ等を実施
- ◆ 第5次循環型社会形成推進計画（令和6年8月）※を踏まえ、再生プラスチック利用率等の循環性基準が未設定の品目は新規導入、設定済の品目は基準強化、拡充等について引き続き検討。また、タイプⅠ環境ラベルのエコマーク認定基準の活用を図る対象品目の更なる拡大に向け、業界団体等の取組状況を踏まえて検討。さらに、当該品目に関連するその他の第三者機関による国際的な環境ラベルがある場合は当該ラベルの活用に係る検討も実施
  - ※ 2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行うこととし、2024年度から取組を開始する
  - ※ エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用し、一層のグリーン購入の裾野の拡大を図る
- ◆ カーボンフットプリントを算定した製品、カーボン・オフセットされた製品について更なる対象品目の拡大に向け、本年度見直し品目については、原則としてカーボンフットプリントの算定・開示を判断の基準等に設定

# 1. 令和7年度における見直し対象品目等

## 2. 見直し品目等に係る検討方針等（案）

(1) 紙類

(2) 画像機器等

(3) 家電製品

(4) 自動車等

(5) 繊維製品全般

① 制服・作業服等

② インテリア・寝装寝具

③ 作業手袋

④ その他繊維製品

(6) 設備

(7) 役務

## 3. その他の重点事項・事前調査等（案）

## ○ トイレットペーパー、ティッシュペーパー

- ◆ トイレットペーパー、ティッシュペーパーの衛生用紙については、その用途から使用後のリサイクルが不可能であるため、資源の有効利用の観点から、古紙パルプ配合率100%を判断の基準として設定しているところ
- ◆ トイレットペーパーについては、グリーン購入法の施行当初の平成13年度から、ティッシュペーパーについては、翌14年2月からそれぞれ特定調達品目となっているが、これまで判断の基準等の改定は未実施
- ◆ 業界においては物流における効率化、環境負荷低減等の観点から、製品又は梱包のコンパクト化などの取組が検討されているところ

- トイレットペーパーの長尺化、サイズ変更（狭幅化）等の新たな評価項目は輸送時をはじめとした環境負荷の低減に資することから、判断の基準等としての設定可能性について検討してはどうか
- 衛生用紙はエコマークの商品類型として認定基準が策定されていることから、タイプⅠ環境ラベルのエコマークの活用について検討してはどうか
- カーボンフットプリントの算定・開示（以下「CFPの算定等」という。）について共通の判断の基準等としての設定を含め検討してはどうか

### ○ トナーカートリッジ、インクカートリッジ

- ◆ トナーカートリッジ及びインクカートリッジについては、平成19年2月に特定調達品目に追加された品目
- ◆ 判断の基準については使用済み製品の回収システムの構築や回収部品の再使用・マテリアルリサイクル、再資源化、単純埋立ての回避等の資源循環に係る基準、トナー・インクの化学安全性に係る基準等が設定されているところ
- ◆ これまで国内外の環境政策や環境規制の動向を踏まえ、数次にわたり、有害物質の制限や資源循環に係る判断の基準等の見直しを実施してきたところ
- ◆ 令和3年2月にタイプⅠ環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用を判断の基準として追加

- 
- プラスチック資源循環（循環性基準）の観点から、再使用・マテリアルリサイクル率や再資源化率、再生プラスチック、バイオマスプラスチックの部品等への使用などの拡充・強化の可能性について検討してはどうか
  - CFPの算定等について共通の判断の基準等や2段階の判断の基準としての設定を含め検討してはどうか

## ○ テレビジョン受信機

- ◆ テレビジョン受信機については、平成28年2月に省エネ法の多段階評価基準の改定に伴い、判断の基準等に係る見直しを実施したところ
- ◆ 令和3年度の検討において、令和3年5月に施行されたトップランナー基準の適用について検討したところであるが、測定方法が変更されこと等から、エネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る暫定的な判断の基準を設定したところ（令和4年度に再検討）
- ◆ 令和4年度は、2026年度目標のトップランナー基準に対応した製品の供給状況等を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準を設定。併せて、CFPの算定等を配慮事項として設定

- 
- 2026年度目標のトップランナー基準への対応を基本に、エネルギー消費効率に係る判断の基準の強化について検討してはどうか
  - プラスチック資源循環（循環性基準）の観点から、再生プラスチック、バイオマスプラスチックの部品等への使用などの拡充・強化の可能性について検討してはどうか
  - タイプⅠ環境ラベルのエコマークの活用について検討してはどうか

### ○ 乗用車用タイヤ

- ◆ 乗用車用タイヤは平成18年2月に特定調達品目として追加
- ◆ 平成22年2月において転がり抵抗に係る判断の基準を設定し、燃費性能を高めるタイヤの調達の推進を図ってきたところ
- ◆ 令和2年度及び3年度において判断の基準を満たす乗用車用タイヤの市場への普及状況を踏まえ、転がり抵抗に係る基準の強化等について検討を行い、令和4年2月の基本方針から転がり抵抗に係る2段階の判断の基準を設定
- ◆ タイヤ騒音については自動車タイヤ業界の自主的取組として令和5（2023）年1月より「低車外音タイヤのラベリング制度」の運用を開始し、低車外音タイヤ※の普及促進を図っているところ

※ 国際基準のUN/ECE Regulation No.117-02のタイヤ騒音基準を満たす市販の夏冬用の乗用車用タイヤ、小形トラック用タイヤ及びトラック・バス用タイヤ

- 転がり抵抗については、判断の基準を満たす製品の市場への普及状況等を踏まえ、判断の基準の強化について検討を実施してはどうか
- タイヤ騒音をはじめとした新たな評価項目の判断の基準等としての設定可能性について検討を実施してはどうか
- CFPの算定等について共通の判断の基準等や2段階の判断の基準としての設定を含め検討してはどうか

### ○ 近年における繊維製品に係る見直しの概要等

- ◆ 繊維製品（制服・作業服等、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品）については、平成27年度に専門委員会を設置し、個別品目ごとの見直しとともに、素材としての繊維に着目した判断の基準等の見直し検討を横断的に実施し、基本方針の改定に反映したところ
  - ◆ 平成27年度の主な論点は以下の4項目であり、**2の故繊維及び3の植物由来の合成繊維又はプラスチック※**について判断の基準等を見直し
    1. 再生PET樹脂配合率について
    2. 故繊維の利用促進について
    3. 植物由来の合成繊維又はプラスチックについて
    4. 使用済み製品の回収・リサイクルシステムについて
- ※ 故繊維から得られるポリエステル繊維を利用した製品に係る判断の基準の設定及びバイオベース合成ポリマー含有率に係る判断の基準の設定
- ◆ 令和4年2月に制服及び作業服、令和5年2月にベッドフレームについて、それぞれタイプⅠ環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用を判断の基準として追加
  - ◆ 令和5年2月にタイルカーペットについてCFPの算定等を2段階の判断の基準の基準値1として、カーボン・オフセットされた製品であることを配慮事項としてそれぞれ設定。他のカーペット・じゅうたんについてCFPの算定等及びカーボン・オフセットされた製品であることを配慮事項として設定

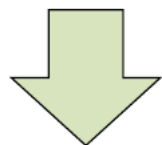
### ○ 繊維製品における環境配慮の取組の方向性

- ◆ 環境省は令和2（2020）年度より、原材料の調達から生産、流通、着用、廃棄までのライフサイクルにおいて、将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境、ファッションに関わる人や社会に配慮したサステナブルファッションの取組を開始
- ◆ 経済産業省は「繊維製品における資源循環システム検討会」における議論を経て、令和6（2024）年3月にJIS環境配慮設計に基づいた「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」を策定するとともに、同年6月に「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ」において、**環境配慮等のサステナビリティへの対応等**の課題について具体的な施策の検討を実施したところ
- ◆ その中で、2030年度に向けた「繊維製品における資源循環ロードマップ」を作成し、繊維製品における環境配慮設計の推進として、環境配慮設計のJIS化、環境配慮設計された繊維製品の公共調達による普及（グリーン購入法の活用）、LCA・CFPの算出・評価のための手順書の整備等が掲げられている

上記ロードマップ等を踏まえ、**脱炭素、資源循環等の観点からも環境負荷の低減に寄与するための検討**を実施し、本年度の**判断の基準等の見直しに適切に反映**

- ・ 繊維リサイクルに協力する環境整備（生活者、事業者、行政）
- ・ 自治体のグッドプラクティスの収集・整理（行政）
- ・ リサイクル技術を有した事業者の自治体への発信（行政）
- ・ 事業者等の故衣料品等を循環利用する計画の認定と認定事業者に対する支援措置の検討（行政）
- ・ 広域認定制度の周知及び制度活用に向けた検討（事業者、行政）
- ・ 回収拠点の整備（事業者、行政）

回収

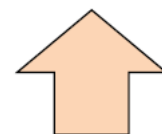


分別・繊維再生

- ・ 分別・選別の効率化に向けた自動選別技術の開発（事業者、大学、行政）
- ・ トレーサビリティ情報のデジタル化に関する取組の推進（事業者、大学、行政）
- ・ 単一素材のケミカルリサイクル技術の商用化に向けたコスト低減・リサイクル繊維の品質向上等の技術高度化（事業者、大学、行政）
- ・ 複合素材繊維の分離・再生技術の開発（事業者、大学、行政）
- ・ 超臨界無水型脱色加工技術等の水消費量の少ないプロセスの開発（事業者、大学、行政）

- ・ 表示ルールの整備と標準化（JIS化）の検討（事業者、行政）
- ・ 海外制度との調和（ISO化の検討）（事業者、行政）
- ・ 新たな表示制度の検討やグリーン購入等での優遇（行政）
- ・ アパレル企業等が情報開示に取り組みやすい環境の構築・取組に対する支援の検討（事業者、行政）
- ・ 国民の意識醸成に向けた国の責務の法的な位置づけの検討（消費者、事業者、行政）

販売

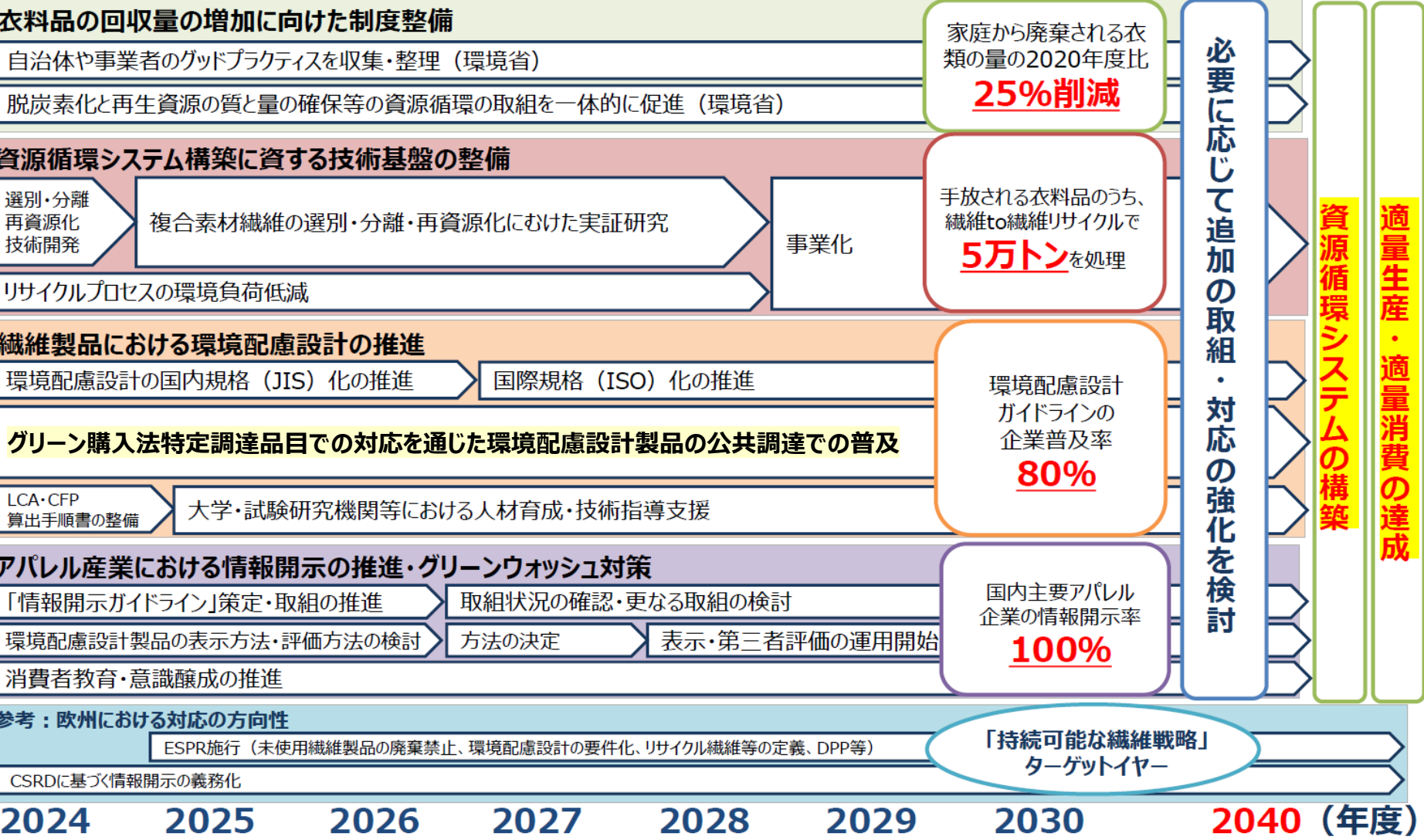


設計・製造

- ・ 「環境配慮設計ガイドライン」の策定と法制度上の位置づけの検討（事業者、行政）
- ・ 繊維製品におけるマテリアルフローの更なる精緻化（事業者、行政）
- ・ ガイドライン準拠製品に対する新たな表示のあり方、製造事業者に対する支援措置の検討（行政）

# 繊維製品における資源循環ロードマップ

2040年度の資源循環システムの構築、適量生産・適量消費の達成を目指し、そのためのKPIを設定。  
まずは、それぞれの項目で2030年度をターゲットイヤーとした個別目標を達成していく。



- 繊維製品における環境配慮設計を促進していくため、2024年3月に策定。事業者への調査や欧州のエコデザイン規則案等、国内外の動向を踏まえつつ、ライフサイクルの各段階の事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目を策定し、合わせて評価基準や評価方法を設定した。
- 今後は、ガイドラインの普及を図りつつ、規格化等を見据えた検討を進めていく。

## 環境配慮設計項目一覧

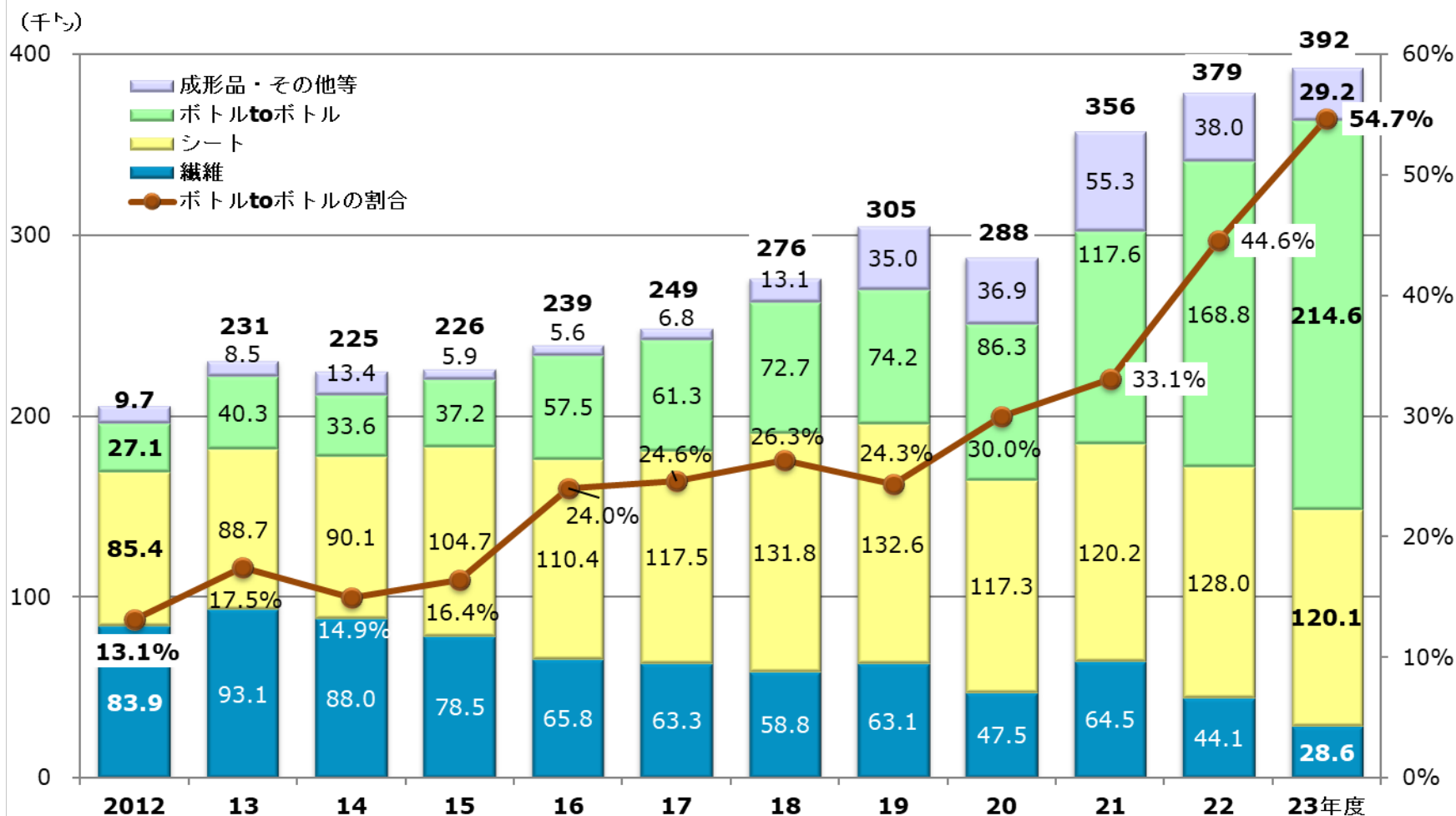
1. 環境負荷の少ない原材料の使用
2. GHG排出抑制、省エネルギー
3. 安全性への配慮
4. 水資源への配慮
5. 廃棄物の抑制
6. 包装材の抑制
7. 繊維くずの発生抑制
8. 長期使用
9. リペア・リユースサービスの活用
10. 易リサイクル設計
11. 繊維製品のリサイクル

## 今後の予定

- 2024年度から、欧州等の動向を引き続き注視しつつ、**JIS原案の策定に着手**。並行してISO化の検討も進める。
- 環境配慮製品の普及を促進するため、政府による**グリーン購入法の活用等**の検討。
- 中小企業の環境配慮設計の取組を促進するため、**大学や試験機関等による人材育成等**を実施。
- 欧州の**エコデザイン規則**や**デジタル製品パスポート**等の枠組みが明確化した際には**必要な対応を盛り込む**。
- **ガイドラインに準拠した製品**であることを確認できる仕組みとして、**表示方法、第三者機関による評価等を検討**する。

# 【参考】国内向け再生PET樹脂利用量の推移

- **2023年度におけるボトルtoボトルへの利用量は214.6千ト**（2022年度比**27.1%増**）であり全体の**54.7%**（2012年度の占有割合は**13.1%**）
- **繊維用途への利用量は28.6千ト**（同**35.2%減**）であり全体の**7.3%**（同**40.7%**）



注：「ボトルtoボトル」は食品用PETボトル用途の量。「成形品・その他等」には輸出向けペレット及び包装フィルム等を含む

## ○ 制服、作業服、帽子、靴

- ◆ 制服・作業服は法施行当初から特定調達品目
- ◆ 現行の判断の基準は、繊維部分全体重量比※の再生PET樹脂配合率（原則として25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）  
※ 以下の繊維製品に係る判断の基準における配合率は、特に記載のない限り原則として「繊維部分全体重量比」を表す
- ◆ 帽子は平成22年2月に特定調達品目に追加され、制服・作業服と同様の判断の基準を設定。また、靴は平成29年2月に特定調達品目に追加され、制服・作業服と同様の判断の基準を設定（ただし、使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による配合率の緩和措置は適用しない）

- 国等の調達実績、製品の供給状況等とともに、循環性基準の強化・拡充を視野に、原料となる再生PET樹脂や植物由来合成繊維等の需給状況、回収・リサイクルシステムの構築状況等の動向を注視しつつ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準設定の可能性等について検討を実施してはどうか
- CFPの算定等について共通の判断の基準等や2段階の判断の基準としての設定を含め検討してはどうか（CFPの算定等の設定はすべての繊維製品について共通の検討事項であることから、以下の繊維製品に係る品目では省略）

# 【参考】制服・作業服等に係る現行の判断の基準

| 分野      | 品目     | 追加年度 | 主な判断の基準(概要)                                                                                                                 |                                                                                                                                        |
|---------|--------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |        |      | 再生PET等の配合率                                                                                                                  | 植物由来合成繊維の配合率                                                                                                                           |
| 制服・作業服等 | 制服、作業服 | H13  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生PET25%以上</li> <li>○再生PET10%以上かつ回収・リサイクルシステム</li> <li>○故繊維由来ポリエステル10%以上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</li> <li>○10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上の場合は回収・リサイクルシステムの構築</li> </ul> |
|         |        |      | ○エコマーク認定基準を満たす又は同等のもの                                                                                                       |                                                                                                                                        |
|         | 帽子     | H22  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生PET25%以上</li> <li>○再生PET10%以上かつ回収・リサイクルシステム</li> <li>○故繊維由来ポリエステル10%以上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</li> <li>○10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上の場合は回収・リサイクルシステムの構築</li> </ul> |
|         | 靴      | H29  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生PET25%以上</li> <li>○故繊維由来ポリエステル10%以上</li> </ul>                                    | ○25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上                                                                                                           |

注1：各品目の判断の基準は原則として「いずれかを満たす」ことである（以下の繊維製品において同じ）

注2：再生材料などの配合率に係る判断の基準は原則として繊維部分全体重量に占める割合（以下の繊維製品において同じ）

### a. カーテン、布製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット

- ◆ カーテンは法施行当初から、布製ブラインドは平成19年2月から特定調達品目であり、現行の判断の基準は再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）
- ◆ タフテッドカーペット、タイルカーペットは平成17年2月から、織じゅうたんは法施行当初から特定調達品目であり、現行の判断の基準は未利用繊維、故繊維由来の繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料合計が製品全体重量比25%以上を設定。さらに、タイルカーペットは令和5年2月にCFPの算定等を2段階の判断の基準の基準値1として設定
- ◆ ニードルパンチカーペットは、タフテッドカーペット・タイルカーペットと同様な再生材料等に係る判断の基準に加え、カーテン・布製ブラインドに係る植物由来合成繊維と同様な判断の基準を設定

- 国等の調達実績、製品の供給状況等とともに、循環性基準の強化・拡充を視野に、原料となる再生PET樹脂や植物由来合成繊維等の需給状況、回収・リサイクルシステムの構築状況等の動向を注視しつつ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準設定の可能性等について検討を実施してはどうか

### b. 毛布、ふとん、マットレス

- ◆ 毛布は法施行当初の平成13年度から特定調達品目、ふとん及びマットレスは翌年の平成14年2月から特定調達品目に追加された品目
- ◆ 毛布に係る現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）
- ◆ ふとんに係る現行の判断の基準は、令和2年2月に側地又は詰物の再生PET樹脂配合率を25%以上から50%以上に強化。併せて故繊維由来ポリエステルも10%以上から25%以上に強化（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）、再使用した詰物80%以上を設定
- ◆ マットレスに係る現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定。また、フェルトはすべて未利用繊維又は反毛繊維であることを設定

- 国等の調達実績、製品の供給状況等とともに、循環性基準の強化・拡充を視野に、原料となる再生PET樹脂や植物由来合成繊維等の需給状況、回収・リサイクルシステムの構築状況等の動向を注視しつつ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準設定の可能性等について検討を実施してはどうか

## ■ カーテン、布製ブラインド、カーペット類、織じゅうたん

| 分野         | 品目           | 追加年度 | 主な判断の基準(概要)                                                           |                                                                                  |
|------------|--------------|------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
|            |              |      | 再生PET等の再生材配合率・再使用率                                                    | 植物由来合成繊維配合率                                                                      |
| インテリア・寝装寝具 | カーテン         | H13  | ○ 再生PET25%以上                                                          | ○ 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上                                                    |
|            | 布製ブラインド      | H19  | ○ 再生PET10%以上かつ回収・リサイクルシステム<br>○ 故繊維由来ポリエステル10%以上                      | ○ 10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上の場合は回収・リサイクルシステムの構築                                  |
|            | タイルカーペット     | H17  | ○ CFPの算定等(基準値1)<br>○ 未利用繊維、故繊維由来の繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料合計が製品全体重量比25%以上 | —                                                                                |
|            | タフテッドカーペット   | H17  | ○ 未利用繊維、故繊維由来の繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が製品全体重量比25%以上                   | —                                                                                |
|            | 織じゅうたん       | H13  |                                                                       | ○ 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上<br>○ 10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上の場合は回収・リサイクルシステムの構築 |
|            | ニードルパンチカーペット | H13  |                                                                       |                                                                                  |

## ■ 毛布、ふとん、マットレス

| 分野         | 品目            | 追加年度 | 主な判断の基準(概要)                                                                                                                                                              |                               |
|------------|---------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
|            |               |      | 再生PET等の再生材配合率・再使用率                                                                                                                                                       | 植物由来合成繊維配合率                   |
| インテリア・寝具寝具 | 毛布（防災備蓄用品を含む） | H13  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生PET25%以上</li> <li>○ 再生PET10%以上かつ回収・リサイクルシステム</li> <li>○ 故繊維由来ポリエステル10%以上</li> </ul>                                           | —                             |
|            | ふとん           | H14  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生PETが側地・詰物の50%以上</li> <li>○ 再生PETが側地・詰物の10%以上かつ回収・再使用・リサイクルシステム</li> <li>○ 故繊維由来ポリエステル25%以上</li> <li>○ 再使用した詰物80%以上</li> </ul> | —                             |
|            | マットレス         | H14  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生PET25%以上</li> <li>○ 故繊維由来ポリエステル10%以上</li> <li>○ フェルトに使用する繊維は全て未利用繊維又は反毛繊維</li> </ul>                                          | ○ 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 |

### ○ 作業手袋

- ◆ 作業手袋は法施行当初の平成13年度から特定調達品目
- ◆ 現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率50%以上、ポストコンシューマ材料50%以上（平成20年2月に追加）、未利用繊維50%以上（平成30年2月に追加）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）のいずれかであることを設定

- 
- 国等の調達実績、製品の供給状況等とともに、循環性基準の強化・拡充を視野に、原料となる未利用繊維、再生材料や植物由来合成繊維等の需給状況等動向を注視しつつ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準設定の可能性等について検討を実施してはどうか

### ① 集会用テント、ブルーシート、防球ネット

- ◆ これら3品目は平成15年2月に特定調達品目に追加された品目
- ◆ 集会用テントに係る現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）
- ◆ ブルーシートに係る現行の判断の基準は、再生ポリエチレン配合率50%以上を設定
- ◆ 防球ネットに係る現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、再生ポリエチレン配合率50%以上、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）

- 国等の調達実績、製品の供給状況等とともに、循環性基準の強化・拡充を視野に、原料となる再生PET樹脂等の再生材料や植物由来合成繊維等の需給状況等の動向を注視しつつ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準設定の可能性等について検討を実施してはどうか

### ② 旗、のぼり、幕

- ◆ 旗、のぼり及び幕は平成22年2月に特定調達品目に追加された品目。現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）

### ③ モップ

- ◆ モップは平成22年2月に特定調達品目に追加された品目。現行の判断の基準は未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計が25%以上又は製品の使用後の回収・再使用システムを構築のいずれかを設定

- 旗、のぼり及び幕については、循環性基準の強化・拡充を視野に、原料となる再生PET樹脂等の再生材料や植物由来合成繊維等の需給状況、回収・リサイクルシステムの構築状況等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準設定の可能性等について検討を実施してはどうか
- モップについては、循環性基準の強化・拡充を視野に、原料となる未利用繊維や再生材料等の需給状況、回収・再使用システムの構築状況等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準設定の可能性等について検討を実施してはどうか

# 【参考】作業手袋、その他繊維製品に係る現行の判断の基準

| 分野      | 品目                | 追加年度 | 主な判断の基準(概要)                                                                                                                                             |                                                                                                                                          |
|---------|-------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |                   |      | 再生PET等の再生材等配合率その他                                                                                                                                       | 植物由来合成繊維配合率                                                                                                                              |
| 作業手袋    | 作業手袋（防災備蓄用品を含む）   | H13  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生PET50%以上</li> <li>○ 未利用繊維50%以上</li> <li>○ ポストコンシューマ材料50%以上</li> </ul>                                        | ○ 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上                                                                                                            |
| その他繊維製品 | 集会用テント（防災備蓄用品を含む） | H15  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生PET25%以上</li> <li>○ 再生PET10%以上かつ回収・リサイクルシステム</li> <li>○ 故繊維由来ポリエステル10%以上</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</li> <li>○ 10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上の場合は回収・リサイクルシステムの構築</li> </ul> |
|         | ブルーシート（防災備蓄用品を含む） | H15  | ○ 再生ポリエチレン50%以上                                                                                                                                         | —                                                                                                                                        |
|         | 防球ネット             | H15  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生PET25%以上</li> <li>○ 再生PET10%以上かつ回収・リサイクルシステム</li> <li>○ 故繊維由来ポリエステル10%以上</li> <li>○ 再生ポリエチレン50%以上</li> </ul> | ○ 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上                                                                                                            |
|         | 旗、のぼり、幕           | H22  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生PET25%以上</li> <li>○ 再生PET10%以上かつ回収・リサイクルシステム</li> <li>○ 故繊維由来ポリエステル10%以上</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</li> <li>○ 10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上の場合は回収・リサイクルシステムの構築</li> </ul> |
|         | モップ               | H22  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材量の合計が25%以上</li> <li>○ 使用済み製品の回収・再使用システム</li> </ul>                                       | —                                                                                                                                        |

### ① 太陽熱利用システム（公共・産業用）

- ◆ 太陽熱利用システムはグリーン購入法施行当初から特定調達品目
- ◆ 当初は導入を推奨する品目として設定し、数値基準は設定していなかったが、平成21年2月より判断の基準を設定し、平成27年2月には集熱効率の強化、平成30年2月には使用済製品の回収システム等及び重金属等有害物質に係る配慮事項の設定等、平成31年2月には空気集熱式集熱器に係る判断の基準の追加等を実施したところ
- ◆ 令和4年2月に太陽集熱器のJIS規格（JIS A 4112）の改正に伴う見直しを実施するとともに、日集熱効率の基準について、2段階の判断の基準を設定

- 現行の配慮事項に設定している設備撤去時の回収及び再使用又は再生利用について、判断の基準としての設定可能性等を検討してはどうか
- CFPの算定等について共通の判断の基準等や2段階の判断の基準としての設定を含め検討してはどうか

### ② テレワーク用ライセンス、Web会議システム

- ◆ テレワーク用ライセンス及びWeb会議システムは令和3年2月に特定調達品目に追加されたところ
- ◆ 両品目ともに新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から普及したシステム等の導入を促進する目的で設定した品目
- ◆ 現行の判断の基準としては数値基準等は定めていない

- 
- 環境配慮に係る要件又は調達に当たっての留意事項の追記等について検討してはどうか

## ○ 飲料自動販売機設置

- ◆ 飲料自動販売機設置は平成22年度に特定調達品目検討会の下に分科会を設置して品目追加に係る検討を開始。平成23年2月に特定調達品目として追加
- ◆ 判断の基準等については以降複数回の改定を重ねており、現行の判断の基準は令和3年2月に設定※されたもの
  - ※ 飲料自動販売機の省エネ法トップランナー基準に係る目標年度は2012年度。缶・ボトル飲料自動販売機の年間消費電力量に係る判断の基準はトップランナー基準の120%達成レベルかつ1,000kWh/年以下
- ◆ 国等の機関における年間の缶・ボトル飲料自動販売機の総設置台数は3千～4千台で推移。国内出荷台数の約2%に当たることから、大きな市場シェアを占めており、飲料自動販売機設置に係る判断の基準等の強化・見直しにより、地方公共団体や民間への波及効果を含め、大きな環境負荷の低減効果が期待

- エネルギー消費効率に係る強化や2段階の判断の基準等の設定等について検討してはどうか
- 令和3年2月の見直しにおいて検討事項としてあげられた、常温販売及びリビルド機・リコンディショニング機の活用可能性についても普及状況を確認し、検討してはどうか
- CFPの算定等について共通の判断の基準等や2段階の判断の基準としての設定を含め検討してはどうか

1. 令和7年度における見直し対象品目等
2. 見直し品目等に係る検討方針等（案）
3. その他の重点事項・事前調査等（案）

### 3. その他の重点事項・事前調査等（案）

#### (1) その他の重点事項

- 温室効果ガス排出削減に寄与する取組の促進
  - ✓ フロン抑制対策として、自然冷媒などのGWP（地球温暖化係数）が低い冷媒を使用した製品の率先調達※、早期の冷媒漏えいの発見・防止のため常時監視システムの率先導入に向けた取組を促すため検討
    - ※ 冷媒の選定に当たっては環境負荷低減をはじめとして、安全性、技術的適合性等の複数の観点から、総合的に検討することが重要
  - ✓ 再生可能エネルギーの導入拡大に資する物品等※の率先導入に向けた検討
    - ※ 現行の基本方針における再生可能エネルギーに関連する物品等の対象品目は「太陽光発電システム」「太陽熱利用システム」の2品目
- その他プラスチック資源循環に係る検討
  - ✓ 3R（発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)) + Renewable（バイオマス化・再生材利用等）等の取組を通じた循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進に係る検討
  - ✓ プラスチック資源循環戦略に掲げられた目標・マイルストーンの達成に向けた市場創出のための取組の検討

### 3. その他の重点事項・事前調査等（案）

#### (2) 経過措置等設定品目等

- 経過措置等を設定している品目（下表）については、判断の基準等の見直しに順次反映

| 経過措置等設定品目 | 対 象                                               |
|-----------|---------------------------------------------------|
| スキャナ      | 再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用（循環性基準）について1年間の経過措置を設定  |
| 乗用車       | エアコンディショナーの冷媒の地球温暖化係数150以下について令和9年3月31日までの経過措置を設定 |

### 3. その他の重点事項・事前調査等（案）

#### (3) 令和8年度の定期見直しに向けて

- 令和8～12年度における定期見直しスケジュールの作成に向けて、令和8年度の定期見直し対象の**5分野18品目**（下表）については、当該分野・品目に係る技術開発動向、特定調達物品等の市場供給状況等の関連情報の収集・整理を実施予定（現段階における対象品目※）

※ 本年度の直し等の結果を踏まえ、令和8年度定期見直し品目の変更があり得る

| 分 野     | 品 目                           |
|---------|-------------------------------|
| 電子計算機等  | 電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア |
| オフィス機器等 | デジタル印刷機、掛時計                   |
| 家電製品    | 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫           |
| 設備      | エネルギー管理システム、生ゴミ処理機、節水機器、給水栓   |
| 役務      | 庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除      |